

めについてということも1つの、やはり前向きな姿勢で臨んでいただければというふうに思います。
これで質問を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、山本議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

関連質問なしと認めます。

暫時休憩します。

再開を2時といたします。

〈午後1時52分 休憩〉

〈午後2時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、平澤惣一郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。〔1番 平澤惣一郎君登壇〕

○1番（平澤惣一郎君）

奴奈川クラブの平澤惣一郎です。

これより、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、柵口温泉権現荘元支配人の背任行為と説明責任について。

柵口温泉権現荘元支配人に対する背任行為の刑事告発の結果が公表され、所管の委員会において審議されていますが、不起訴であることから無実であるかのような行政答弁の数々に、疑問を持つものです。

告発の内容は、権現荘職員の内部告発を受け、地元スーパーの伝票を調査し、糖質ゼロの清酒やビール等、糖尿病であった元支配人が好んで飲んでいただとの告発内容と一致したことから、背任行為の証拠となり得る判断、計47回、金額にして39万1,040円であり、参考資料を添えて刑事告発をしたとのことであります。

告発を受けた糸魚川警察署は、県警本部と一年半以上にわたる捜査の結果、書類送検。新潟地方検察庁高田支部の処分は、不起訴であったものの、その内容は小林支配人が背任行為を認め、反省の意を示し、損害額を弁済したことにあわせ考慮した上での起訴猶予処分であり、不起訴とはいえ背任行為が立証されたものといえます。そこでお聞きをいたします。

(1) 起訴猶予の処分決定をどのように受けとめ、責任問題・損害賠償等どのように対応するのか。

- (2) 捜査に当たった警察による書類送検、検察による起訴猶予処分のいずれも小林支配人からの事情聴取により、背任行為に対して疑義があることを示唆しております。疑義がある以上、行政責任において再調査すべきと考えるがいかがでしょうか。
- (3) 支配人が支払った迷惑料を検察では弁済金としており、起訴猶予処分に至る大きな要因であったと言われるが、行政として、どのような意味で受け取ったのか。また、捜査中の人物から金品を受け取ることは問題ないのか。
- (4) 議会・行政の聞き取り調査では、背任行為はしていないと答弁したが、虚偽の答弁であったことが判明した。虚偽の答弁を容認してきた行政責任をどうお考えか。
- (5) 今回のような事案は、調査を最初からやり直す必要があると考えます。国会における森友・加計問題しかり、不起訴による灰色決着など許されるものではなく、市民・議会に対する行政の説明責任を果たすべきと考えますがいかがでしょうか。

2、押上駅建設方針と整備計画・日程について。

新設されるえちごトキめき鉄道・押上駅について、去る5月25日、押上新駅設置対策委員会と市議会議員との懇談会が開催されました。駅建設のみならず、まちづくりに対する熱意を感じた懇談会でありました。そこで、以下についてお聞きをいたします。

- (1) 本年度、1,148万円の詳細設計費を計上しておりますが、どのように建設するのか詳細をお聞かせください。
- (2) ホームの建設費が、当初、ホーム・階段・スロープのみのケース1では1億3,400万円。待合室と駐輪場を併設するケース2では1億4,000万円。ホームに上屋をつけるケース3で1億7,000万円と報告されております。最終的には約5億円とする建設費の差額は何なのか、積算根拠をお示しください。
- (3) 押上駅新設要望の大きな要因となっている糸魚川高校の通学の利便性向上ですが、近年、公立高校の統廃合が進められるとのことで、将来的にも現在の位置に高校があるのか、将来構想をお聞かせください。

3、防火体制整備とまちなか消防団の設備強化について。

駅北大火以降、消防団の装備充実・報酬の見直し・防火水槽の増設など多くの改善がなされ、200立方メートルの防火水槽については海水をくみ上げることのできる、全国的にも先進的な方法であり、防火体制強化に対する取り組みは、大いに評価できるものであります。しかしながら、中央区・新七・緑町・大町など、実際に町なかで消火活動に当たる消防団には、ポンプ積載車などの配備がなく、直接消火活動に当たることができません。大規模火災防火水槽を建設しても、消火栓とは違いポンプがなければ水をくみ上げることはできません。そこで、以下についてお答えください。

- (1) かつては、中心街で現在の海望公園駐車場に消防署があったことから、町なかで消防団にはポンプ積載車配備がされませんでした。寺島地内に消防署が移転した今、消防団についても装備強化をする必要があると考えているがいかがでしょうか。
- (2) また、中央区・寺町などは鉄道により南北に分断されており、駅南側エリアについても消防・防災拠点が必要と考えます。そこで、糸魚川市役所にポンプ積載車を配備し、市職員による消防団を組織し緊急事態に備えるべきと考えますがいかがでしょうか。

(3) 3月定例議会において質問しましたが、災害用の医薬品などの備蓄品について、未使用品を廃棄すること、その費用を能生国保診療所の経費で行うことについて、どのように対処されたのかお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平澤議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、元支配人が不起訴となったことは承知しておりますが、その理由については公表されていないことから承知いたしておりません。不起訴処分後、元支配人に損害賠償を求めることについて、再度、顧問弁護士に相談いたしました。不起訴となったため立証することが困難であり、損害賠償請求は難しいとのご指導をいただいております。

2点目につきましては、行政の調査では限界があり、警察に相談・協議し、さまざまな角度から調査が行われたものと考えており、さらなる調査は考えておりません。

3点目につきましては、これまで市議会で指摘のあった権現荘の管理運営に係るさまざまな問題や、その報道に伴う迷惑をかけたことに対する報酬の一部自主返納として受け付けたものであります。なお、市への迷惑料としての受領したものであり、違法なものと考えておりません。

4点目につきましては、元支配人については28年9月末で解雇しており、その際、管理監督責任として、私と副市長を減給処分といたしました。その後については、警察の捜査を注視してまいりました。

5点目につきましては、これまでも議会や所管の委員会の中で説明をしてきましたし、29年12月の広報でも周知してまいりました。

2番目の1点目につきましては、今年度は詳細設計を発注し、完了後、国への認可手続に着手します。来年度以降、用地の取得や支障となる光ケーブルの移設工事などを進めた後、駅本体の工事を行う予定といたしております。

2点目につきましては、ホーム等の駅本体の工事費に加え、えちごトキめき鉄道の運行を管理するシステムの改修費、支障となる光ケーブルの移設費などを積み上げたものであります。

3点目につきましては、県教育委員会は28年に策定の県立高校の将来構想に基づき、向こう3カ年分の具体的な姿を示す県立高校等再編整備計画を、毎年、公表いたしております。29年7月に策定された再編整備計画では、32年度までは現状となっております。

3番目の1点目につきましては、一昨年に発生した駅北大火を踏まえ、消防団の体制強化は重要な課題と捉えております。被災4区への出動態勢は、隣接分団から即時対応できるよう、計画を見直したところでありますが、さらなる装備の強化を検討いたしております。

2点目につきましては、平日昼間の火災出動等に対応できるよう、市職員による市役所分団の設置と、消防ポンプ配備の検討を進めているところであります。

3点目につきましては、医薬品等の備蓄品は、法令による他への転用が困難なことから、使用期限が切れたものは入れかえを行っております。なお、廃棄については、今後、一般会計の医療対策

費の項目で行うことといたしております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

支配人の不起訴について、行政の考え方と我々議員の考え方に、ずれがあるように感じます。

それで、不起訴について、3種類ほど種類があるそうですけれども、そのどこに該当して、どのような解釈をされておられるのか、ご説明をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

不起訴となった結果につきましては、市に何ら通知はありません。それから、不起訴の内容につきましては、一般的には公表されないということですので、どういう内容なのかも、市のほうは承知をしてないということでもあります。

ただ、一般的に不起訴の理由につきましては、嫌疑なしとか嫌疑不十分だとか、それから起訴猶予があるということだけは、一般的な事項としては承知をしているところであります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

まだ、はっきりとは承知をしない、わからないという答えでありますけれども、今回の事案については起訴猶予処分、要は3種類の不起訴については、嫌疑不十分、嫌疑なしの不起訴、これはもう罪は立証できないということで不起訴。次に、もう1点、起訴猶予処分、これは今回の該当する事案なんです。それで、この起訴猶予処分というのは、本人が罪を認めて、しかも反省をし、その上、弁済が今回済んでおるという形で、起訴猶予処分になったというのが実例でありますので、この事案につきましては、支配人は罪を認めたということで、行政側でもはっきりと理解をしていただきたいと、こう思いますがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

不起訴となった結果につきましても、市には通知は来ておりません。ましてや、不起訴の理由に

つきましては、承知をしてないというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

ですから、起訴猶予内容については、検察の見解として、私が皆さんにお伝えしてるんですよ。ですから、それはそれなりに理解をいただいて、そのような対応をしていただきたい。これが、私の願いです。

続きまして、ここに、前市会議員の古畑氏が、情報公開で得た地元スーパーの伝票のコピーがあります。小林元支配人が購入した、不自然な酒類の購入記録が記され、今回の告発の具体的資料となされたものです。これは、能生事務所から提出されたもので、行政が調べようと思ったら、とっくに調べられたものなんです。なぜ、行政は、この不自然な購入記録を入念に調べなかったのか、ここに、伝票のコピーがありますけれども、ほとんど支配人のサインで買ったものは、清酒あるいはビール、簡単なつまみ、一目瞭然なんですよ。それを、なぜ、市はほっといて、調査も何もしなかったのか、お答えをいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

伝票につきましては、議員ご指摘のとおり、コピーのほうをお届けしているところですけども、その内容につきましても、うちのほうで調査をしまして、いつに何をということは承知しておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

小林元支配人の背任行為について調査することなく、逆に、起訴猶予処分の大きな要因となった迷惑料を処分が決定する前に受け取っている、これはなぜなんですか。なぜ、受け取ったんでしょうか。検察は、弁済が済んでいると判断して示談に応じたのに等しいと言えるわけです。捜査中の人物から金品を受け取ることは問題ないんですか。今まで、行政の答弁として、捜査中であるから答弁は差し控えますと、一切返答してこなかったにもかかわらず、結果が出る前に、元支配人から、なぜ、お金を受け取ったのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

昨年7月に、元支配人の代理人弁護士のほうから、権現荘の管理運営に関するさまざまな問題や、その報道等に伴いまして、市に迷惑をかけたことに対しまして、現職当時の報酬の一部を自主返納したいという申し出がありました。このことにつきましては、昨年、平成29年9月の市議会の総務文教常任委員会にも報告をして、10月に返納金額を受領したというものであります。これは、逆に受領しなければ何といたしますか、元支配人が何といたしますか、一部返納したいと言うのに返納はだめよとなれば、逆に元支配人については、何ら迷惑もかけたことにならないということもあります。そういったことを踏まえまして、迷惑をかけたということを、きちんと承知をするために、返納額を頂戴をしたというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

ということは、捜査中に、そういうものを受け取ってもいいという考え方なんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

迷惑をかけたという返納でありますので、法律的には、受領しても何ら問題はないと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

起訴猶予処分の大前提には、罪を認め反省していることが重要です。罪を認めたということは、これまで議会に対して背任行為はしていないと答弁してきたことが、虚偽の答弁であったということでしょう。議会に対して、虚偽の答弁を許してきた行政責任を、どうおとりになるんですか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

平成29年3月の総務文教委員会でも報告をしてありますけども、これまで職員や前支配人に聞き取り調査をしましたが、その結果、市の調査では限界があること、また、議会からの請求に基づきます監査の結果につきましても、不正の有無を発見することができなかったということで、それらのことから、今後、市としての対応につきましては、警察と相談・協議して対処したいということで、昨年3月からそのようにしております。その関係で、警察に資料提供等協力しまして

捜査をやっている最中でありまして、したがって、その結果については、最終的には警察の捜査を注視しました。その結果が、不起訴であったというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

行政側は、不起訴不起訴とおっしゃいますけれども、支配人は罪を認めているんですよ、検察において。元支配人の弁護士から連絡があって、個人的に使ったことがないと、我々議員に公表し、書類を私らもいただきました。ということは、行政側は支配人は検察に対して、うそを言ってきたってことを認めるんですか、どうなんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

元支配人が警察の捜査、あるいは検察のところでのどのような証言をしたのかは、私らのほうでは承知をしてないというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

だから、さっきから何回も言ってるでしょう。支配人は、検察では自分の罪を認めて反省をし、そして弁済金を払って起訴猶予処分にしてもらったんですよ。そういうのは、行政のほうは、全然感じてない。1つも悪いと思わないんですか。それじゃ、話になりませんよ。

先般の、先ほど保坂議員に対する質問の中で、個人的消費と接待に使ったことがあるという返答でありました、行政側の答え。誰を接待したんですか。接待というのは、飲み物・食いを全部提供して、ただでするのが接待なんですよ。誰を接待したんですか、これ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

接待という表現ということですけども、元支配人は、お客と一緒に飲んだということでありまして。

〔「議長、反問」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

反問を許します。

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

反問させていただきます。

接待はただだというのは、ちょっと我々、理解できないんですが、それはどういう意味でしょうか。接待はただだというのは。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

それは、一般的に接待といえば、お金は取らないのは通常でしょうが。それぐらいもわからないんですか。普通、接待といったら、飲み食い、ただでお客さんをもてなす、これが接待なんですよ。あなた方が接待という答弁をしてるんですよ。その辺、どうなんですか、じゃ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

その接待に使ったというだけで、そのサービス品と接待と、我々、なかなか理解できない部分があって、全てただということが、接待につながるということではないだろうと思っております。

○議長（五十嵐健一郎君）

反問を終了してよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

何度聞いても、大した答えは返ってきません。誠意は全然伝わってきませんよ、こちらには。私は、国会における森友・加計問題審議と、どうもダブって見えます。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後2時25分 休憩〉

〈午後2時26分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

その、ただで接待というのがわからないんですよ。接待はわかりますし、それはわかるんだけど

も、接待はただだという概念がわからないんですよ。サービスをするために接待をする部分があるわけでありまして。それに使ったっていうところなんですよ。我々はそうやって説明しておるんですが、そうじゃなくてただだ、接待はただだという話、それは全てただという形で、我々は報告書を調査したわけでもないですし、そういう意味で説明したわけではないのに、そういった意味で、接待はただだという言い方をされると、ちょっと我々は、ちょっと違って捉えられてるんじゃないかということで、お聞きしておるんですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

じゃ、どのような接待をしたのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後2時27分 休憩〉

〈午後2時28分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

反問を終了いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

私は、国会における森友・加計問題の審議と、どうもダブって見えます。権現荘問題を明確にすることが、市長・行政にとって不都合なことであるんですか。不都合がなければ、ちゃんと説明する義務があるでしょう。どうぞ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

権現荘問題につきましては、ここ2年半にわたりまして、問題点も含めまして、それからいろんな調査を含めまして、議会側のほうへ説明をしまいいりました。そういったことで、昨年12月の広報では特集をして、広報でも特集をして、市民周知をしまいいりました。そういったことで、いろんな報告・説明・周知は、やってきたつもりであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

はっきりした質問に対する答えにはなっていないと思います。

ならば、今回のような事業は、最初から調査をやり直す必要があると考えます。不起訴による灰色決着など、許されるものではありません。市民・議会に対する行政の説明責任を果たすべきと考えております。にもかかわらず、誠意のある回答は得られません。

ここで、話題をちょっと変えます。

支配人の任命責任について、これは市長にもあると考えます。さきの質問で、どこで決めたのかということに対して、総務課で決めましたというのはお聞きしました。ですが、最終決裁するのは市長でしょう。市長にも任命責任があるんですよ。赤字を出さないために雇った支配人が、赤字の垂れ流しをやる。それを、一切是正をさせることなく赤字を垂れ流して、全部、市民の税金で補ってるんですよ。こんなことは、とてもじゃないけど、市民の皆さん許せるわけがないでしょう。その辺、どう思うんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

先ほど市長のほうからも答弁ありましたけども、行政責任ということで、平成28年の9月に市長と私が減給処分をしているところであります。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後2時31分 休憩〉

〈午後2時34分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

補足して少し説明させていただきたいと思いますが、ご指摘のようにいろいろ進める中において、その森友・加計問題だとかあわせて、そしてまた垂れ流し、赤字を垂れ流しという話を指摘いただきました。

しかし、我々は毎年、その決算を皆さんに報告をし、そして進めてきておるわけでございますし、

また、それを全て毎年1億円赤字を出してるわけじゃございません。トータルの中で、そういう結果になったということであるわけでございます。そういう中で、我々といたしましては、垂れ流しという言葉は、非常に心外に思っておる状況でございます。そのようなことで、今、説明をさせてもらいました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

今までの説明の中で、赤字決済を皆さんに報告しておると言っておりますが、何でこういう赤字になったのか、原因は何か、こんなことは一度も説明してないんですよ、行政側は。それ、できるんですか。じゃ、今、やってくださいよ。何年の損失は、こうこうこうで、こういう原因でマイナスになったんだと。だから、こういう改善をしたんだというのを、しっかりと教えてくださいよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

これまでの総務文教常任委員会、あるいは全員協議会の中で、毎年の収支の状況を確認した表を、皆さんのお手元に配付しながら、それを1つずつ説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

だから、単なる説明ではなくて、どういう原因で、どういうことがあったから、こういう赤字になったんです、そういう説明をしろと言ってるんですよ。全然、答えになってないでしょう。時間もったいないですから先へ行きますけれども、そんなことで、市民は絶対理解しませんよ。冗談じゃないですよ。1億円もの赤字を、ただ税金を使うなんてのは、もってのほかですよ。

次、行きます。

一般企業であれば、これだけの損失を出したら、当然、倒産です。そして、銀行取引停止。しかも、その社長さんはもう、一生、銀行から借り入れ等はできないんですよ。もう、事業はできなくなるんです。それぐらい重大な問題なんです。市長は、要は社長をやられておったんですよ。同じ社長さんなんですよ、一般企業と。重要な事案について、どんなお考えなんですか。市民に、ちゃんと説明してくださいよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

先ほど、能生事務所長が説明しましたとおり、毎年の決算状況につきましては、総務文教常任委員会、あるいは全員協議会で、各年度の収支のものと収支概要と並びに決算状況で、こういったことで原因で赤字になったかということも加えまして、きちんと説明してきたつもりであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

今の答弁も、責任は、一切、感じられません。これだけ重要な案件にもかかわらず、責任のせの字も感じていない。これは、非常に私としては不本意です。

時間がありませんので次へ行きますけども、私は、決して柵口温泉をなくしろと言ってるわけじゃないんですよ。それは、やっぱりコミュニティとして皆さんにお役に立ってるのは、十分、承知しております。それを、このような状況を踏まえた中で、これからもこのような赤字補填をやられたんじゃ、糸魚川市民は、たまったもんじゃないんですよ。ですから、このようなことのないように反省をして、これからは、こういう事案は絶対に起こさないという決意をお聞きしたいんですけど、いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

先ほどからも申し上げており、元支配人については、29年9月末で解雇いたしておりますし、その際には、管理監督責任として、私と副市長は減給処分をさせていただいております。そしてまた、今までの中においても、黒字のときもあったし、またそういう、今、これからもそういう形でしっかりと経営をしていくという形にさせていただいております。今までと、やはりいろいろ反省するところは反省させていただいて取り組んでおります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

これから、しっかりと心を入れかえていただいて、こういうことの起きないように努力をいただきたいと思いますし、私は、この件については納得することができません。

時間ありませんので、次、行きます。

押上駅の件につきましては、大変、発展的なご答弁をいただきましたけれども、やはり、高校等の統合問題が非常に起きておりますし、今、先ほど市長が言われましたように、32年まで統合はないということなんですけれども、それ以降はどうなるかわからない。それで、しかも押上駅については、利便性、地域の発展、それから高校生の確保、それから利用客の誘致、それで行く行くは大きな問題として人口問題にもかかわってまいりますので、今回の設計費用を踏まえた中で、より

一層の努力をいただく中で、なるべく安上がりにいいものをつくっていただきたいと思います。

それから、次、消防の問題。この問題に対しても、今、町なか、緑町・大町・新七・中央、4区、消防ポンプありません。やはり、町なかのかなりの広い部分ですので、先ほど市長の答弁ですと、善処していきたいというお答えでございますので、なるべく常備消防とは言いませんけど、可搬積載ポンプ等を、どこかに配備していただいて善処いただきたいと思いますし、また、分断されました南北の駅南に対しましても、市役所等で、ぜひとも積載車両の配置をできるように、なるべく努力をいただきたいというふうに考えます。

続きまして、災害備蓄品の医療の問題でございますけれども、これは、どのような経緯でこういうことが始まったのか、ご説明をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

横澤健康増進課長。〔健康増進課長 横澤幸子君登壇〕

○健康増進課長（横澤幸子君）

救護所におけます備蓄品の医薬品につきましては、かねてより災害時の救護訓練のときに、医師会からご協力をいただいて、そこで訓練をしておりました。平成23年度までは、保健師等がいつも持っていく救急バッグを持っていておまして、そこで、先生方から対応をさせていただいておりましたが、東日本大震災があったときに医師会より、大きな災害があった場合、保健師さんたちが持ってくるこのものでは、私たちは、ちょっと対応が難しいですねってお話をいただきまして、23年度に1年間かけて医師会と協議をして、大災害が起こったときに、医師会として医療行為を行うに当たって、最大48時間対応するに当たり、こういったものがあつたほうがいいというものをリストアップしていただきまして、医師会と協議をして配備するというに至りました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

1月29日の鬼頭先生のフェイスブックよりなんですけれども、新潟県地域防災計画というのがあつて、医療・救護体制の中に、市町村の役割も述べられております。医薬品の備蓄は、どこにも書いてありませんと言ってるんです。要は、災害備蓄品については、食料品は別としまして、医薬品については、どこにも、備蓄しなさいということは書いてないんですよ。その辺、どのようにお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

横澤健康増進課長。〔健康増進課長 横澤幸子君登壇〕

○健康増進課長（横澤幸子君）

糸魚川市の地域防災計画の中に、救護所におきまして、市の役割として備蓄品を整備し、そして災害が起こったときは、その備蓄品を医師会とともに利用し、診療に当たるということを明記してございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

備蓄品についても、やっぱり問屋さんから、多分、仕入れられたものですよね。それから、薬屋さんの常識として、契約を結ぶに当たって、値引きはもちろん、返品制度を利用するのが通常の通例になっておるといことなんですけど、その辺、ご存じですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

横澤健康増進課長。〔健康増進課長 横澤幸子君登壇〕

○健康増進課長（横澤幸子君）

備蓄品の購入につきましては、各薬局から見積もりを出していただきまして、一番安いところから購入をさせていただいております。また、再利用につきましては、薬局に聞きましたところ、そういった返品等を行っていないという返答をいただきましたので、やはり、市で購入した物については、ほかに転用することができないと法律で定められておりますので、処分をしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

それは、問屋さんをすぐに変えたほうがいいです。医薬品の問屋さんっていうのがあるんですよ。ですから、そういうところから仕入れて、返品のきく状況にする。

正直言って、最終的には備蓄はしなくていいんですよ。二、三日の問題でしたら、地域のお医者さん、それから糸魚川病院みたいな大きいところありますので、3日ぐらいの医薬品については、十分、対応できるんです。ですから、そういうものもお願いをして、備蓄はしないというような方向でいきたいと思えますし、返品できない物もあるんですよ。冷所保存等については、返品できません。こういう物については、それはしょうがないと思えますし、できれば、その期限が約3年あるわけですから、その保証期間の中で、医薬品には、薬局によっては半年あれば引き取ります、1年あれば引き取りますという業者があるんですよ。ですから、そういうところを利用する中で、なるべく税金は使わないように、工夫をしていただきたいと思えます。

それと、やはりここに載っておる薬品も、先発の薬品がまざっておるんですよ。先発の薬品については高いんです。今、ジェネリックがかなり出ておりますので、ほぼ、ジェネリックで対応できるんですよ。ですからそういう物を十分に利用する中で、お願いしたいと思えますし、鬼頭先生については、非常にすばらしい先生なんですよ。しかも、何ですか、富山薬科大学から研修に来るほどの先生なんですよ。そういう先生を、市長は常々、医師の確保、保健師の確保、すごく力を入れておるのはわかります。ですから、そんな状況で能生国保医療所に、全部、後始末を押しつけるなんていうのは言語道断なんですよ。あんないい先生を追い出すようなことをしちゃ、いけないんですよ。ぜひ、鬼頭先生を守っていただきたい。いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

我々は、鬼頭先生を非常に信頼をいたしておりますし、まだまだこれからも、能生国保診療所で活躍いただきたいと思います。

そういう中で、あれは市立でございますので、ですから薬の扱いについては、そこをベースに考えていた部分もございます。それでは、なかなか今、鬼頭先生の能生国保診療所の中においては、少し場違いなところもあるわけでございますので、先ほど1回目でご答弁したとおり、我々の会計の中で処理をしていくという形に持っていきたいと思っております。

薬の内容については、いろいろご指摘がございます、やはり、余り高額になってもいけない部分もあるわけでありますが、しかし、いいとはいえ、薬はやはりしっかりと備蓄をしながら災害に備えていきたいと思っております。そしてまた、これまた市内には問屋もあるかもしれませんが、市内には、やっぱり市内のお店屋さんが、薬局があるわけでございます。そういった市内の店を利用しながら、備えていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

ですので、そういう部分を踏まえた中で、なるべく鬼頭先生にご迷惑のかからないよう、市民の税金を安上がりになるように、努力をいただきたいと思います。

最後に、またちょっと柵口に戻りますけれども、検察では、新たな事案があれば、いつでも最初からやり直す準備がありますということなんですから、その辺も踏まえて、今後、対応をお願いしたいと思います。これで、質問を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で平澤議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を3時といたします。

（午後2時50分 休憩）

（午後3時00分 開議）

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、佐藤 孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。〔7番 佐藤 孝君登壇〕